

青森県報

号外第三十号

平成二十八年
三月三十日
(水曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則九 四(職員の分限)……………	(職員課) ……
人事委員会規則一 一(規則の分類)等の一部を改正する規則……………	(同) ……二
人事委員会規則二 三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……五
人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則……………	(同) ……七
人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………	(同) ……七
人事委員会規則六 一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則……………	(同) ……八
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………	(同) ……八
人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)等の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 六五(宿日直手当)等の一部を改正する規則……………	(同) ……四

人事委員会規則七 六六(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則……………	(同) ……五
人事委員会規則二二 六(職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……五

人事委員会

人事委員会規則九 四(職員)をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則九 四

職員の分限

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号。以下「条例」という。)第三条の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会規則で定める措置)

第二条 条例第三条第二項第一号及び第三項の人事委員会規則で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げる措置とする。

- 一 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。
- 二 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。
- 三 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。
- 四 その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

2 条例第三条第二項第三号の人事委員会規則で定める措置は、前項に規定する措置のほか、職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則一 (規則の分類) 等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一 (規則の分類) 等の一部を改正する規則

(人事委員会規則一 (規則の分類) の一部改正)

第一条 人事委員会規則一 (規則の分類) の一部を次のように改正する。

第一項中「四」の系列「職階制」を「四」の系列「削除」に改める。

(人事委員会規則二 (人事委員会事務局の組織) の一部改正)

第二条 人事委員会規則二 (人事委員会事務局の組織) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「及び勤務成績の評定」を削り、同項第十号中「職階制」を「人事評価」に改め、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「不利益処分に関する審査の請求」を「不利益処分に関する審査請求」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 退職管理に関すること。

第三条第二項第二号中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

(人事委員会規則二 (人事委員会の権限の行使等に関する証票) の一部改正)

第三条 人事委員会規則二 (人事委員会の権限の行使等に関する証票) の一部を次のように改正する。

別記様式中「(抜省)」を「(抜粋)」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「十万円」を「百万円」に改める。

(人事委員会規則七 一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式) の一部改正)

第四条 人事委員会規則七 一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式) の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの様式、別記様式第十及び別記様式第十一中「不服申立て」を「審査請求」に、「80円」を「350円」に改め、「又は決定」を削る。

(人事委員会規則一 (職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則) の一部改正)

第五条 人事委員会規則一 (職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則) の一部を次のように改正する。

第十五条中「人事委員会規則一 (不利益処分についての不服申立てに関する規則)」を「人事委員会規則二 (不利益処分についての審査請求に関する規則)」に改める。

(人事委員会規則二 (不利益処分についての不服申立てに関する規則) の一部改正)

第六条 人事委員会規則二 (不利益処分についての不服申立てに関する規則) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人事委員会規則一 (不利益処分についての審査請求に関する規則) 目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一条中「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」及び「又は決定(以下「判定」という。)」を削る。

第二条第一項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第二項中「異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第二章の章名を次のように改める。

第二章 審査請求

第五条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削る。

第五条第二項から第五項までの規定、第六条から第十二条までの規定(見出しを含む。)及び第二十六条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十四条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「判定」を「裁決」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第二項及び第三項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改める。

第三十五条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十六条(見出しを含む。)中「判定書」を「裁決書」に改める。

第三十七条及び第三十九条中「判定」を「裁決」に改める。

第四十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(人事委員会規則一 四(公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則)の一部改正)

第七条 人事委員会規則一 四(公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則)の一部を次のように改正する。

第十一条中「人事委員会規則一 一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)」を「人事委員会規則一 一(不利益処分についての審査請求に関する規則)」に改める。

(人事委員会規則一 五(職員の苦情の処理に関する規則)の一部改正)

第八条 人事委員会規則一 五(職員の苦情の処理に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「人事委員会規則一 一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)」を「人事委員会規則一 一(不利益処分についての審査請求に関する規則)」に、「第五十一条第五項の規定により適用される行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二十二條第一項の規定による受理がされた」を「第五十一条第一項又は第二項の規定により審査請求がなされた」に改める。

(人事委員会規則一 二 (営利企業等の従事制限の許可基準)の一部改正)

第九条 人事委員会規則一 二 (営利企業等の従事制限の許可基準)の一部を次の

ように改正する。
題名を次のように改める。

人事委員会規則一 二

(営利企業への従事等の制限の許可基準)
第一条中「基き」を「基づき」に、「営利企業等に従事」を「営利企業への従事等」に改める。

第二条の見出し中「会社又は団体」を「会社その他の団体」に改め、同条中「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体(以下「営利企業」という。)」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)」を営むことを目的とする会社その他の団体」に改める。

第三条中「営利企業」の下に「を営むことを目的とする会社その他の団体」を加え、「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に改める。

(人事委員会規則一 二 一(職務に専念する義務の特例)の一部改正)

第十条 人事委員会規則一 二 一(職務に専念する義務の特例)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「不服申立て(審査請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改める。

(人事委員会規則一 二 五(青森県教育委員会教育長の営利企業等の従事制限)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則一 二 五(青森県教育委員会教育長の営利企業等の従事制限)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
人事委員会規則一 二 五(青森県教育委員会教育長の営利企業への従事制限)

第一条中「営利企業等に従事」を「営利企業への従事を」に改める。

第二条の見出し中「会社又は団体」を「会社その他の団体」に改める。

附 則
1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第六条の規定による改正後の人事委員会規則一 一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十九条第一項に規定する処分(以下「処分」という。)に係る審査請求について適用し、施行日前にされた処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第十条の規定による改正後の人事委員会規則一 二 一(職務に専念する義務の特

例)の規定は、施行日以後にされた処分に係る審査請求について適用し、施行日前にされた処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

人事委員会規則二 三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則二 三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「勤務条件」の下に、「研修」を加え、同条第十号中「又は昇任」を削り、同条第十三号中「職階制に関する計画の立案及び実施」を「人事評価の実施に関する任命権者に対する勧告」に改め、同条第十四号中「勤務成績の評定」を削り、同条第二十六号を同条第二十七号とし、同条第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号中「公務災害補償の」の下に「審査請求の」を加え、同条第二十一号とし、同条第十九号中「不服申立ての審査、裁決、決定」を「審査請求の審査、裁決」に改め、同条を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 退職管理について、規制違反行為に係る調査の経過の報告を求め、又は意見を述べることにすること。

第六条第一項中「第十八号から第二十号まで、第二十五号及び第二十六号」を「第十九号から第二十一号まで、第二十六号及び第二十七号」に改める。

別表第一第四号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」に改め、同表第六号中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改め、同表第十八号中「給与」を「人事評価、給与」に、「及び福利厚生制度に関する調査」を「研修、厚生福利制度その他職員に関する制度の調査」に改め、同表第二十六号を同表第二十七号とし、同表第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十一号を次のように改める。

二十一 人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の施行に関する次のこと。

ア 第十一条第三項第一号の規定による承認に関すること。

イ 第十七条の規定による承認に関すること。

ウ 第二十条第四項第一号、第五項及び第七項の規定による承認に関すること。

エ 第二十条の二第四項の規定による承認に関すること。

オ 第二十二条の規定による承認に関すること。

カ 第二十三条第四項の規定による承認に関すること。

キ 第二十四条の二第三項の規定による承認に関すること。

ク 第二十五条第一項の規定による承認に関すること。

ケ 第二十七条第一項の規定による承認に関すること。

コ 第四十四条の規定による承認に関すること。

同表第二十一号を同表第二十二号とし、同表第二十号を次のように改める。

二十 人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の施行に関する次のこと。

ア 第六条第一項に規定する試験の施行に関すること。(採用試験実施計画の決定及び最終合格者の決定並びに第四十四条第三項の規定による警察官採用試験の実施計画、判定基準及び評定基準についての協議を除く。)

イ 第二十一条の規定による名簿の閲覧に関すること。

ウ 第二十三条から第二十六条までの規定による採用候補者の提示に関すること。

エ 第三十三条の規定による採用の選考に関すること。(行政職給料表五級に格付けされる職及びこれに相当する職以下の職並びに警察官の階級の警視(管理職手当の支給対象職を除く。))以下の階級への採用に限る。ただし、第四十三条の規定により各任命権者に委任したものを除く。)

オ 第四十一条及び第四十二条第二項の規定による承認に関すること。
同表第二十号を同表第二十一号とし、同表第十九号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条を同表第二十号とし、同表第十八号の次に次の一号を加える。

十九 法第三十八条の五第一項の規定による規制違反行為に係る調査の要求に関すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 選考による任用（第三十三条 第三十七条）」を「第四章 選考による採用（第三十三条 第三十七条）」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改

昇任（第三十七条の二）を削り、同条第一号から第四号までを次のように改める。

第一条中「第四項」を「第五項」に改める。

第三条中「法第二十二條第二項の規定による臨時的任用の場合を除き、それぞれ」を削り、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 採用 職員以外の者を職員の職（以下「職」という。）に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職又は階級より上位の職制上の段階における職又は階級に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職又は階級より下位の職制上の段階における職又は階級に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

第四条第一項第一号中「法令等の規定に基づく組織上の係長」を「主査」に改め、同項第三号中「次に掲げる一」を「次のいずれかに」に改める。

第八条第八号を次のように改める。

八 その他当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを判定することができる方法

第十条中「県公報」を「青森県報」に改める。

第十一条中「試験職種ごと」の下に「当該試験により採用を予定している者の数等を勘案して必要と認められる数の」を加える。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条 削除

（採用候補者の削除）

第十六条 人事委員会は、採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除しなければならない。

一 当該名簿からの提示に基づいて、職員に採用された場合

二 第二十九条の規定により採用を辞退した場合

三 人事委員会又は任命権者からの採用に関する照会に応答しない場合

四 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなつた場合

五 前号に掲げるもののほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合

六 当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなつた場合

七 当該試験の申込又は当該試験において虚偽又は不正の行為をしたことが明らかとなつた場合

八 死亡した場合

九 その他人事委員会が必要と認める場合

2 人事委員会は、採用候補者が前項第一号又は第二号に該当することについて、第二十九条による採用候補者からの届出又は第三十二条による任命権者からの通知により確認された場合は、当該採用候補者は名簿から削除したものとみなす。

（採用候補者の復活）

第十七条 人事委員会は、前条第一項第二号から第五号まで及び第九号に掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができる。

第十八条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「名簿から削除したとき」の下に「（同項第一号、第二号又は第八号に掲げる場合に該当して削除した場合を除く。）」を加える。

第二十条を次のように改める。

（名簿の有効期間）

第二十條 名簿の有効期間は、名簿が確定した日から一年とする。

2 人事委員会は、災害その他特別の事情により、前項の規定により難いと認める場合には、同項の規定にかかわらず、必要と認める期間、当該名簿の有効期間を延長することができる。この場合において、人事委員会は、その旨を青森県報により告知しなければならない。

第二十三條第一項中「当該名簿から採用すべき者の数に四人を加えた数の当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。」を「当該名簿を提示するものとする。」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十四條第一項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に、「必要とする当該提示数に満たないときは」を「任命権者が必要とする者の数よりも少ないときは」に、「当該職の職務遂行に必要な能力」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「選択して前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「の次位以下」及び「高点順に」を削り、同条第二項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に、「当該職の職務遂行に必要な能力」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「選択して前条の提示数に達するまで高点順に」を「適当と認める数に達するまで」に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「第二十三條第一項の規定にかかわらず、これらの名簿に記載されている採用候補者のうち採用すべき者の数に四人を加えた数の当該職を志望すると認められる者を両名簿を通じて高点順に任命権者に提示することができる。この場合において、新旧両名簿とともに記載されている採用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて」を「それぞれの名簿を」に改め、同条第二項中「第二十三條第二項及び第三項、第二十四條並びに第二十五條」を「第二十四條」に改める。

第二十七條及び第二十八條を次のように改める。

第二十七條及び第二十八條 削除

第二十九條第一項中「附記」を「付記」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

(名簿による採用)

第三十條 任命権者は、名簿による採用は人事委員会が提示する名簿に記載された者の中から行うものとする。

(名簿による任用の特例)

第三十一條 名簿に記載された採用候補者が、現に職員として任用されている場合においては、第四条第二項及び前条の規定にかかわらず、転任させることができる。第三十二條の見出しを「(採用等の通知)」に改め、同条中「選択した場合には、その結果について」を「名簿による採用等を行った場合は」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 選考による採用

第三十三條の見出しを「(選考による採用)」に改め、同条第一項中「採用は、選考により」を「採用は、法第十七條の二ただし書の規定に基づき選考により」に改め、同項第三号中「選考に係る職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第四号中「国又は公共企業体」を「又は国」に改め、「任用されていた職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第五号中「任用されていた職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)法第六條第一項又は第十八條第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

八 職員の配偶者同行休業等に関する条例(平成二十六年青森県条例第六十八号)第九條第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

第三十三條第二項及び第三項を削る。

第三十四條の見出しを「(採用選考の方法)」に改め、同条中「選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を選考の基準」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかについて、採用選考の基準」に改める。

第三十五條の見出しを「(採用選考の基準)」に改め、同条中「とし、昇任の場合については、さらに勤務成績が良好であることを含むもの」を削る。

第三十六條を次のように改める。

(採用選考の特例)

第三十六條 人事委員会は、前条の選考の基準にかかわらず、人事管理上特に必要であると認める場合は、選考を行うことができる。

第三十七條の見出しを「(採用選考の実施)」に改め、同条第一項中「採用又は昇任の選考」を「採用選考」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 昇任

(昇任の方法)

第三十七条の二 職員昇任は、法第二十一条の三の規定に基づき、任命権者が、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 条件付採用

第三十八条及び第三十九条(見出しを含む。)中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第四十条(見出しを含む。)中「条件付採用」を「条件付採用」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十一条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第三号中「第二十五条の規定による提示若しくは通知を受けた場合において第三十一条第一項の規定によっても選択できないとき」を「提示を受けた名簿によっても採用できないとき」に改める。

第四十二条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改める。

第四十三条第一項及び第二項中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改め、同条第三項を削り、同条第四項第三号を削り、同項を同条第三項とする。

第四十四条第一項中「前条第一項、第二項及び第四項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第四項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、「同項第三号の規定により委任された事項を処理しようとする場合は、選考の実施要領、判定基準及び評価基準について」を削る。

別表第二第三号中「翻訳の業務に従事する者、速記の業務に従事する者」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日に行われる任用行為には適用せず、当該任用行為については、なお従前の例による。

3 改正前の規則に基づいて作成された採用候補者名簿で、この規則の施行の際現に有効なものについては、この規則の規定を適用せず、なお従前の例による。

人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一七(任期付研究員の採用等)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第五項」を「第五条第五項及び第七項」に改める。

第五条中「第五条第五項」を「第五条第七項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第五項又は第六項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

規 則

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

第五条中「及びその日」を「同日後」に、「又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

第九条中「第十五条、第十六条及び第十九条」を「第十五条及び第十六条」に改める。

別表第一中「公益財団法人青森県国際交流協会」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則六 一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一九(任期付職員の採用等)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項及び第四項」を「第四条第三項及び第五項」に改める。

第五条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に、「同条第一項又は第三項」を「同条第三項又は第四項」に改める。

第七条の見出し中「級別資格基準表の適用方法等」を「人事委員会規則七 三九第四章から第六章までの規定の適用」に改め、同条第一項中「については、」を「に対する」に、「別表第二に定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用する」を「第四章から第六章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となつた者とみなす」に改め、第二項を削る。

第八条中「級別資格基準表を適用する場合における当該職員の」を「その者の規則七 三九第十五条の二の規定による」に、「規則七 三九別表第六」を「同規則別表第二」に改め、「(以下この条において「初任給基準表」という。)」を削り、「前条第一項」を「前条」に、「同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄」を「その結果に基づいて職員となつた者とみなす」とされた試験」に改める。

第九条中「第十条第一号」を「第二十条の二第四項第一号」に、「第十八条第一号又は第二号」を「第十八条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 級別標準職務及び級別定数」を「第二章 級別基準職務及び級別定数」に、「第三章 級別資格基準(第五条 第十条)」を「第三章 削除」に、「第八章 昇給(第三十三条 第四十一条)」を「第八章の二 降号(第四十一条の

十一条) に改める。

第二条中第四号を次のように改める。

四 降号 職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。

同条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十号までを三号つつ繰り上げる。

「第二章 級別標準職務及び級別定数」を「第二章 級別基準職務及び級別定数」に改める。

第三条を次のように改める。

(級別基準職務)

第三条 条例第三条第三項に規定する条例別表第七に定める級別基準職務表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、別表第一に定める級別基準職務表(以下「級別基準職務表」という。)(に定めるとおりとする。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第五条から第十条まで 削除

第十一条を次のように改める。

(新たに職員となつた者の職務の級)

第十一条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その

者の能力等を考慮し、その職務に応じた決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 新たに職員となつた者のうち、前項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、次に定めるところにより決定するものとする。

一 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

ア 行政職給料表の職務の級八級、九級及び十級

イ 警察職給料表の職務の級八級及び九級

ウ 教育職給料表(一)の職務の級三級及び四級

エ 教育職給料表(二)の職務の級三級及び四級

オ 研究職給料表の職務の級五級

カ 医療職給料表(一)の職務の級三級及び四級

キ 医療職給料表(二)の職務の級七級

ク 医療職給料表(三)の職務の級六級及び七級

二 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第三号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項第二号前段（特別の事情がある場合には、同号）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

4 前項第二号の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第十七条各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続き職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例

によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

第十二条第一項を次のように改める。

新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 前条第二項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十三条第一項又は第二十四条の二

第一項の規定により得られる号給

三 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第十二条第二項中「第十九条」を「第十八条」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続き給料表の適用を受けない職員、国又は他の地方公共団体の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者及び採用試験の結果に基づいて青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続き職員となつた者

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第三に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第十四条第一項を次のように改める。

新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

博士課程修了		二十一
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学六卒		十八
大学専攻科卒		十七
大学四卒	大学卒	十六
短大三卒		十五

短大二卒		短大卒	十四
短大一卒又は高校専攻科卒			十三
高校三卒	高校卒		十二
高校二卒			十一
	中学卒		九

備考

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の上欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の下欄に掲げる数に一を加えた数をもつて、同欄に掲げる数とする。

二 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の下欄に掲げる数については人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める数をもつて、同欄に掲げる数とする。

第十四条第二項中「同表」を「初任給基準表」に改める。

第十五条第一項中「（職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削り、「五年を超える経験年数」の下に「（第二号又は第四号に掲げる者で人事委員会の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とする。）」を加え、「四」を「別表第七の三に定める昇給号給数表（以下「昇給号給数表」という。）のC欄の上段に掲げる号給数」に改める。

第十五条第一項第一号中「第六条第二項第一号及び第二号」を「第十三条第二項第一号」に、同項第二号を次のように改める。

二 第十三条第二項第二号に掲げる者及び同条第三項の規定の適用を受ける者人事委員会の定める経験年数

第十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に、「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える」を

「人事委員会の定める」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。
第十五条の次に次の一条を加える。

(経験年数)
第十五条の二 第十一条第三項、第十二条第二項及び前条に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によること)が、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時)以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれも掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。)に対して別表第五に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第十六条中「前二条」を「第十四条又は第十五条」に、「下位の同欄」を「初任給欄の号給が下位である試験欄」に改める。

第十七条中「前二条」を「第十五条又は前条」に、「あらかじめ人事委員会の承認

を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したものの第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十條を次のように改める。

(昇格)

第二十条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして人事委員会の定める要件

三 昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

ア 職員を昇格させようとする日以前の人事委員会の定める期間における人事評価の結果が上位又は中位の段階であること。

イ 職員を昇格させようとする日以前一年以内に、法第二十九条の規定による懲戒処分(以下「懲戒処分」という。)又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 職員が外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により前項第三号に規定する人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 前三項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定しようとするときは、次に定めるところによるものとする。

一 第十一条第三項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、別表第六に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に百分の五十以上百分の百未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができ、

5 第一項から第三項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を二級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として人事委員会の承認を得た場合は、その者の属する職務の級を二級以上上位の職務の級に決定するものとする。

6 第四項第二号の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同号の規定の適用については、同号中「別表第六」とあるのは「人事委員会の定める要件及び別表第六」と、定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において「とあるのは「において」とする。

7 第四項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が一年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、人事委員会の定めるところによるときは、この限りでない。

第二十條の次に次の一条を加える。
（在級期間表の適用方法）

第二十條の二 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

3 第十三条第二項第一号に掲げる者又は同条第三項の規定の適用を受ける者に対す

る在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

一 第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

二 第二十五条第一項又は第二十七条第一項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第二十一条中「第六条第二項第一号から第三号までのいずれか」を「第十三条第二項第一号」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「同表に異なる資格基準の定めのある」を「在級期間表の異なる」に改め、「若しくは試験欄の区分」を削り、「資格を有する」を「資格等を有する」に、「前条」を「第二十条」に、「資格に」を「資格等に」に改める。

第二十二條第一項中「復帰した場合」の下に「又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合」を加え、「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條第二項中「前三條」を「第二十条、第二十一条又は前条」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第二十四條第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第二十四條第三項に後段として次のように加える。
この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十四條第四項を削る。

第二十四条を第二十四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(降格)

第二十四条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

第二十五条第一項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第三項第一号」に、「級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、」を「その異動の日に新たに職員となつたものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第十二条第一項第三号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項第二号前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級(次項及び第二十七条第一項において「仮定級」という。)の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果が上位の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

第二十六条第三項中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

第二十七条第一項中「第十一条第一号」を「第十一条第三項第一号」に、「級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「仮定級の範囲内で」に改める。

第三十三条の見出しを「(昇給日及び評価終了日)」に改め、同条中「する」を「し、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前一年間における人事評価の終了日(以下「評価終了日」という。))とする」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第三十四条 条例第四条第五項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

第三十六条第一項中「職員の勤務成績」を「評価終了日以前一年間における直近の人事評価の結果がある職員の勤務成績」に改め、「第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき」を削り、「第三号又は第四号」を「第一号若しくはイ又は第三号若しくはイ」に改め、同項第一号中「勤務成績」を「人事評価の結果が上位の段階である職員又は人事委員会の定める者のうち、勤務成績」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

三 人事評価の結果が下位の段階である職員、評価終了日以前一年間において懲戒処分を受けた職員及び第三十四条に規定する事由に該当した職員並びに条例第四条第五項後段の適用を受けることとなつた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

A 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

第三十六条第一項第四号を削り、同条第九項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項又は第六項」を「第七項又は第八項」に、「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「に新たに」を「に、新たに」に改め、「同日後に」を削り、「相当する数」の下に「(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数)」を加え、「又は号給」を「又は当該号給」に、「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「別表第七の二に定める」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「割合は」の下に「これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合又は他の任命権者に所属する職員との均衡上必要があると人事委員会が認める場合又は他の

部分中「前項」を「前三項」に改め、同項第一号中「前項第四号」を「第一項第三号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総

合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 職員が外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により、人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

第三十八条中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章の二 降号

第四十一条の二 職員の分限に関する条例（昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号）第三条第三項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

第四十四条中「級別資格基準表において別に定めることとされている基準」を「在級期間表において別に定めることとされている事項」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 級別基準職務表（第三条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	主査の職務
四級	1 主幹の職務 2 出先機関の課長の職務

五級	1 総括主幹の職務 2 出先機関の長の職務
六級	1 本庁の課長代理又は副参事の職務 2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務
七級	1 本庁の課長又は総括副参事の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
八級	1 本庁の次長又は参事の職務 2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
九級	1 本庁の部長又は理事の職務 2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
十級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務 2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務

イ 警察職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	1 主任の職務 2 巡査の行う職務
二級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う巡査の行う職務
三級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
四級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務
五級	1 警察本部の課の次長の職務 2 警察本部の困難な業務を行う課長補佐の職務 3 警察署の次長の職務

三級	1 中型船舶(甲)の一等航海士、一等機関士若しくは通信長(以下「一等航海士等」という。)又は困難な業務を行う二等航海士等の職務 2 中型船舶(乙)の船長、機関長若しくは通信長又は相当困難な業務を行う二等航海士等又は困難な業務を行う二等航海士等の職務 3 中型船舶(丙)、小型船舶(甲)又は小型船舶(乙)の困難な業務を行う船長又は機関長の職務
二級	1 中型船舶(甲)、中型船舶(乙)、中型船舶(丙)又は小型船舶(甲)の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う二等航海士等の職務 2 中型船舶(丙)、小型船舶(甲)又は小型船舶(乙)の船長又は機関長の職務
一級	二等航海士、二等機関士又は通信士(以下「二等航海士等」という。)の職務
職務の級	基準となる職務

ウ 海事職給料表級別基準職務表

九級	1 警察本部の部長又は首席参事官の職務 2 特に規模の大きい警察署の署長の職務
八級	1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の署長の職務
七級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の署長の職務
六級	1 専門的業務を行う調査官の職務 2 警察本部の課の困難な業務を行う次長の職務 3 警察署の困難な業務を行う次長の職務
六級	4 警察署の困難な業務を行う課長の職務

四級	1 中型船舶(甲)の船長若しくは機関長又は困難な業務を行う一等航海士等の職務 2 中型船舶(乙)の困難な業務を行う船長又は機関長の職務
五級	中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長又は機関長の職務
備考	1 この表において「中型船舶(甲)」とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数二百トン以上の船舶をいう。 2 この表において「中型船舶(乙)」とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五十トン以上二百トン未満の船舶をいう。 3 この表において「中型船舶(丙)」とは、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五十トン以上の船舶をいう。 4 この表において「小型船舶(甲)」とは、近海区域を航行区域とする総トン数五十トン未満の船舶をいう。 5 この表において「小型船舶(乙)」とは、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五十トン未満の船舶をいう。
職務の級	基準となる職務

イ 教育職給料表(一)級別基準職務表

一級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
二級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
三級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
四級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務
職務の級	基準となる職務

オ 教育職給料表(二)級別基準職務表

キ 医療職給料表(一)級別基準職務表				力 研究職給料表級別基準職務表			
職務の級	一級	二級	三級	職務の級	一級	二級	三級
基準となる職務	技師の職務	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	基準となる職務	技師の職務	主任研究員の職務	1 総括研究管理員の職務 2 研究管理員の職務 3 研究所等の部の長の職務
	技師の職務	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務		技師の職務	主任研究員の職務	1 総括研究管理員の職務 2 研究管理員の職務 3 研究所等の部の長の職務
職務の級	一級	二級	三級	職務の級	一級	二級	三級
基準となる職務	技師の職務	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	基準となる職務	技師の職務	主任研究員の職務	1 総括研究管理員の職務 2 研究管理員の職務 3 研究所等の部の長の職務

ケ 医療職給料表(三)級別基準職務表				ク 医療職給料表(二)級別基準職務表			
職務の級	一級	二級	三級	職務の級	一級	二級	三級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査又は主任看護師の職務	基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務
	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査又は主任看護師の職務		技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務
職務の級	一級	二級	三級	職務の級	一級	二級	三級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査又は主任看護師の職務	基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務

職務の級	一級	二級	三級	四級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査又は主任看護師の職務	困難な業務を行う主査又は主任看護師の職務
	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査又は主任看護師の職務	困難な業務を行う主査又は主任看護師の職務
職務の級	一級	二級	三級	四級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査又は主任看護師の職務	困難な業務を行う主査又は主任看護師の職務

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務	困難な業務を行う主査の職務	1 総括主幹の職務 2 主幹の職務 3 出先機関の課長の職務	家畜保健衛生所等の長の職務	困難な業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務
	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務	困難な業務を行う主査の職務	1 総括主幹の職務 2 主幹の職務 3 出先機関の課長の職務	家畜保健衛生所等の長の職務	困難な業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務
職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務	困難な業務を行う主査の職務	1 総括主幹の職務 2 主幹の職務 3 出先機関の課長の職務	家畜保健衛生所等の長の職務	困難な業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務

職務の級	一級	二級	三級	四級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
職務の級	一級	二級	三級	四級
基準となる職務	技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	主査の職務	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

無 事 者 線	一 般							職 種 試 験				
	そ の 他	採 用 試 験			高 校 卒	学 歴 免 許 等	初 任 給					
		程高 度卒	程短 大度 卒	程大 度卒								
第三級総合無線通信士 第三級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士	航空無線通信士	第一級陸上特殊無線技士	第二級海上無線通信士 第二級陸上無線技術士	第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士	第一級海上無線通信士 第一級総合無線通信士	一級 五号給	一級 九号給	一級 二五号給	一級 一号給	一級 五号給	一級 二五号給

別表第二 初任給基準表(第十一条、第十二条関係)
ア 行政職給料表初任給基準表

七 級	六 級	五 級
極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	1 総括主幹又は総括主幹看護師の職務 2 主幹又は主幹看護師の職務 3 出先機関の課長の職務

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給	イ 警察職給料表初任給基準表
			ウ 海事職給料表初任給基準表
採用試験	高卒程度	一級 三号給	イ 警察職給料表初任給基準表 3 無線従事者の経験年数は、その資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあつては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
試験	学歴免許等	初任給	イ 警察職給料表初任給基準表 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法(昭和二十五年法律第三百二十一号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に適用する。 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第一級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第一級海上特殊無線技士以外のものを示す。
備考	青森県警察学校の初任科の卒業者その他部内他の職員との均衡上特に必要があると思われる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。	第四級海上無線通信士 第一級海上特殊無線技士 その他の資格	備考 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法(昭和二十五年法律第三百二十一号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に適用する。 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第一級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第一級海上特殊無線技士以外のものを示す。

職 種	中型船舶(甲)の船員			中型船舶(乙)の船員		
	中型船舶(丙)の船員			小型船舶(甲)の船員		
	小型船舶(乙)の船員			高 校 卒		
	高 校 卒			一級 一号給		

備考
職種欄の船舶の種類については、別表第一の海事職給料表別基準職務表の備考に定めるところによる。

職 種	教 養 栄			教 養 栄		
	論 論 論			論 論 論		
	博士課程修了			専門職学位課程修了		
	二級三三号給			二級一三号給		

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数は、高校三卒又は高校二卒(以下「基礎学歴」という。)の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

から、その者の有する学歴免許等の資格の区分についてこの表の学歴免許等欄に当該基礎学歴の区分が掲げられているものとして経験年数調整表を適用した場合の調整年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に六月を加えた年数)とする。

職 種	教 養 栄			教 養 栄		
	論 論 論			論 論 論		
	博士課程修了			専門職学位課程修了		
	二級四三号給			二級一三号給		

備考

この表の適用を受ける職員の経験年数については、教育職給料表(一)初任給基準表の備考の規定を準用する。

採用試験	大 卒 程 度			学 歴 免 許 等		
	短 大 卒 程 度			初 任 給		
	高 卒 程 度			一級 一五号給		
	一級 一五号給			一級 一五号給		

力 研究職給料表初任給基準表

薬 劑 師		職 種
大 学 卒	大 学 六 卒	学 歴 免 許 等
二級 一号給	二級 一五号給	初 任 給

ク 医療職給料表(二)初任給基準表

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

歯 科 医 師		職 種
大 学 六 卒	博 士 課 程 修 了	学 歴 免 許 等
一級 二三号給	一級 三七号給	初 任 給

キ 医療職給料表(一)初任給基準表

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学六卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了(大学六卒後のものに限る。）」の区分は、第十三条第三項に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

そ の 他			
高 校 卒	大 学 六 卒	博 士 課 程 修 了	博 士 課 程 修 了 (大 学 六 卒 後 の も の に 限 る 。)
一級 一号給	一級 三七号給	二級 三三号給	二級 三七号給

そ の 他	柔 道 整 復 師	き ず 治 療 師	は り 師	あん摩マッサージ指圧師	義 肢 装 具 士	診 療 エ ツ ク ス 線 技 師	言 語 聴 覚 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	臨 床 検 査 技 師	診 療 放 射 線 技 師	衛 生 検 査 技 師	栄 養 士	獣 医 師
高 校 卒	高 校 卒	短 大 二 卒	短 大 三 卒	短 大 三 卒	短 大 三 卒	短 大 卒	短 大 三 卒	短 大 三 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	大 学 卒	大 学 卒	大 学 六 卒
一級 一号給	一級 一号給	一級 二一号給	一級 二七号給	一級 二七号給	一級 二七号給	一級 二一号給	一級 二七号給	一級 二七号給	二級 一号給	二級 一号給	二級 一号給	二級 一号給	二級 一号給	二級 一五号給

備考

- 1 薬剤師、獣医師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療エックス線技師、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第三号の規定に該当

して義肢装具士となつた者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号）附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

ケ 医療職給料表(三)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等		初 任 給
	大 学 卒	短 大 三 卒	
保 健 師	短 大 三 卒	短 大 三 卒	二級 五号給
看 護 師	短 大 三 卒	短 大 三 卒	二級 五号給
	短 大 二 卒	短 大 二 卒	二級 一号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	准看護師養成所卒	一級 一号給

備考

- 1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所（平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護師法第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 准看護師の業務に三年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第二十一條第四号の規定に該当した者で保健師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては二級一五号給、「短大二卒」にあつては二級九号給とする。

別表第三中「（第六条関係）」を「（第十三条関係）」に改め、「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、

三 専門職学位課程の修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
三 専門職学位課程の修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
六 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 前記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
六 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 前記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
二 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 前記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

を

に、

を

に、

を

別表第五及び別表第六を次のように改める。

職員として同種の職務に従事した期間	100 100
職員の職務とその他の職務が類似する期間	100 100以下

に改める。

職員の職務とその他の職務が類似する期間	100 100以下
---------------------	--------------

を

別表第四中「(第七条関係)」を「(第十五条の二関係)」に、

中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 前記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
-----	--

に改める。

中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 前記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
-----	---

を

二 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校(同法第七十六条第一項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 前記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
--------	--

に

別表第五 経験年数調整表 (第十五条の二関係)

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分				学歴区分(乙)												
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程終了(大学6卒のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+ 5年	+ 6.5年	+ 9年	+ 9年	- 1年		+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	+ 6.5年	+ 8年	+ 8年	+ 9年	+ 10年
修士課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
専門職学位課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学六卒	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学専攻科卒	+ 1年	+ 2.5年	+ 5年	+ 5年	- 5年	- 4年	- 1年	- 1年	- 1年		+ 1年	+ 2年	+ 2.5年	+ 4年	+ 4年	+ 5年	+ 6年
大学四卒		+ 1.5年	+ 4年	+ 4年	- 6年	- 5年	- 2年	- 2年	- 2年	- 1年		+ 1年	+ 1.5年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年
短大三卒	- 1年	+ 0.5年	+ 3年	+ 3年	- 7年	- 6年	- 3年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+ 0.5年	+ 2年	+ 2年	+ 3年	+ 4年
短大二卒	- 2年	+ 0.5年	+ 2年	+ 2年	- 8年	- 7年	- 4年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1年	+ 0.5年	+ 1年	+ 1年	+ 2年	+ 3年
短大一卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年			+ 1年	+ 2年
高校専攻科卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年			+ 1年	+ 2年
高校三卒	- 4年	- 2.5年			- 10年	- 9年	- 6年	- 6年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2.5年	- 1年	- 1年		+ 1年
高校二卒	- 5年	- 3.5年	- 1年	- 1年	- 11年	- 10年	- 7年	- 7年	- 7年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3.5年	- 2年	- 2年	- 1年	
中学卒	- 7年	- 5.5年	- 3年	- 3年	- 13年	- 12年	- 9年	- 9年	- 9年	- 8年	- 7年	- 6年	- 5.5年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年

備考

- 1 学歴区分(甲)欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分(甲)欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分(甲)欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について人事委員会が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、人事委員会が別に定めるところによる。

別表第六 在級期間表(第二十条関係)
ア 行政職給料表在級期間表

職 務 の 級	
二級	三級
三級	四級
四級	五級
五級	六級
六級	七級

備考

1 短大卒程度又は高卒程度の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者(採用試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。)に對するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「三」とあるのは、短大卒程度の結果に基づいて職員となつた者にあつては「五・五」と、高卒程度の結果に基づいて職員となつた者にあつては「八」と、選考採用者にあつては「九」とする。

2 無線従事者のうち、第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者については、第一項の規定は適用しないことができる。

3 無線従事者のうち、第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技術士、航空無線通信士、第三級総合無線通信士、第三級海上無線通信士、国内電信級陸上特殊無線技術士、第四級海上無線通信士若しくは第一級海上特殊無線技術士又は別表第二の行政職給料表初任給基準表の備考第二項に規定するその他の資格を有する者に対する第一項の規定の適用については、高卒程度の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

イ 警察職給料表在級期間表

職 務 の 級	
二級	三級
三級	四級
四級	五級
五級	六級
六級	七級

ウ 海事職給料表在級期間表

船舶の種類	職 種	職 務 の 級			
		二級	三級	四級	五級
中型船舶(甲) 中型船舶(乙)	船長	○	五	別に定め	別に定め
	機関長	○	五	別に定め	別に定め
中型船舶(甲) 中型船舶(乙)	一等航海士	○	五	別に定め	別に定め
	一等機関士	○	五	別に定め	別に定め
中型船舶(甲) 中型船舶(乙)	二等航海士	○	五	別に定め	別に定め
	二等機関士	○	五	別に定め	別に定め
小型船舶(甲) 小型船舶(乙)	船長	○	五	別に定め	別に定め
	機関長	○	五	別に定め	別に定め
小型船舶(甲) 小型船舶(乙)	二等航海士	○	五	別に定め	別に定め
	二等機関士	○	五	別に定め	別に定め
小型船舶(甲) 小型船舶(乙)	通信士	○	五	別に定め	別に定め
	通信士	○	五	別に定め	別に定め

備考

1 船舶の種類欄の船舶の種類については、別表第一の海事職給料表級別基準職務表の備考に定めるところによる。

2 職種欄の「中型船舶(甲)」「中型船舶(乙)」「一等航海士」、「二等機関士」、「通信長」、「二等航海士」、「二等機関士」又は「通信士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲

薬 劑 師	○	二	三	別に定め る	別に定め る
獸 医 師	○	二	三	別に定め る	別に定め る
栄 養 士	二・五	五	三	別に定め る	
衛生 検査 技師	二・五	五	三	別に定め る	
診療 放射 線技師					
臨床 検査 技師					
理 学 療 法 士	一	五	三	別に定め る	
作 業 療 法 士					
言 語 聴 覚 士					
診療 エツク ス線技師	二・五	五	三	別に定め る	
義 肢 装 具 士	一	五	三	別に定め る	
あん 摩マツ サージ 指圧師					
は り 師	一	五	別に定め る	別に定め る	
き ゆ う 師					
柔 道 整 復 師					
そ の 他	別に定め る	別に定め る			

備考

1 職種欄の「薬剤師」又は「獣医師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級三級の欄中「一」とあるのは、「五」とする。

2 職種欄の「栄養士」、「衛生検査技師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「作業療法士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を

受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「二・五」とあり、及び「一」とあるのは、「〇」とする。

3 職種欄の「あん摩マツサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大二卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「一」とあるのは、「二・五」とする。

4 職種欄の「あん摩マツサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「一」とあるのは、「五」とする。

ケ 医療職給料表(三)在級期間表

職 種	職 務 の 級				
	二級	三級	四級	五級	
保 健 師					
看 護 師	〇	七	別に定め る	別に定め る	

備考

職種欄の「保健師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級三級の欄中「七」とあるのは、「五」とする。

別表第七の二を別表第七の三とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第七の二 降格時学歴対応表(第二十四系関係)

ア 行政職給料表降格時学歴対応表

降格した日の前日に 取っていた学歴	降 格 後 の 学 歴								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23

4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	34	45	41
22	54	38	38	30	30	36	36	45	
23	55	39	39	31	31	38	38	45	
24	56	40	40	32	32	40	40	45	
25	58	41	41	33	33	42	42	45	
26	60	42	42	34	34	44	44	45	
27	62	43	43	35	35	46	46	45	
28	64	44	44	36	36	48	48	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	56	45	
31	70	47	47	39	39	67	67	45	
32	72	48	48	40	40	80	80	45	
33	74	49	49	41	41	82	82	45	
34	76	50	50	42	42	84	84	45	
35	78	51	51	43	43	85	85	45	
36	80	52	52	44	44	85	85	45	
37	81	53	53	45	45	85	85	45	
38	82	54	54	46	46	85	85	45	

39	83	55	55	47	47	47	47	85	85	61	45
40	84	56	56	48	48	48	48	85	85	61	45
41	86	58	57	49	49	50	50	85	85	61	45
42	88	60	58	50	50	52	52	85	85	61	
43	90	62	59	51	51	54	54	85	85	61	
44	92	64	60	52	52	56	56	85	85	61	
45	93	66	63	53	53	58	58	85	85	61	
46	93	68	66	54	54	60	60	85	85		
47	93	70	69	55	55	62	62	85	85		
48	93	72	72	56	56	64	64	85	85		
49	93	76	75	57	57	66	66	85	85		
50	93	80	78	58	58	76	76	85	85		
51	93	84	81	59	59	88	88	85	85		
52	93	88	84	60	60	92	92	85	85		
53	93	93	88	61	61	93	93	85	85		
54	93	98	92	62	62	93	93	85	85		
55	93	103	97	63	63	93	93	85	85		
56	93	109	102	64	64	93	93	85	85		
57	93	115	107	65	65	93	93	85	85		
58	93	121	112	66	66	93	93	85	85		
59	93	125	113	67	67	93	93	85	85		
60	93	125	113	68	68	93	93	85	85		
61	93	125	113	69	69	93	93	85	85		
62	93	125	113	70	70	93	93				
63	93	125	113	71	71	93	93				
64	93	125	113	72	72	93	93				
65	93	125	113	73	73	93	93				
66	93	125	113	74	74	93	93				
67	93	125	113	75	75	93	93				
68	93	125	113	80	80	93	93				
69	93	125	113	85	85	93	93				
70	93	125	113	88	88	93	93				
71	93	125	113	89	89	93	93				
72	93	125	113	90	90	93	93				
73	93	125	113	91	91	93	93				

15	22	26	31	39	23	23	27	27	27	27
16	23	27	32	40	24	24	24	28	28	28
17	24	28	33	41	25	25	25	29	29	29
18	25	29	34	42	26	26	26	30	30	30
19	26	30	35	43	27	27	27	31	31	31
20	27	31	36	44	28	28	28	32	32	32
21	28	32	37	45	29	29	29	33	33	33
22	29	33	38	46	30	30	30	34	34	34
23	30	35	39	47	31	31	31	35	35	35
24	31	36	40	48	32	32	32	36	36	36
25	32	36	41	49	33	33	33	37	37	37
26	33	37	42	50	34	34	34	38	38	38
27	34	39	43	51	35	35	35	39	39	39
28	35	40	44	52	36	36	36	40	40	40
29	36	41	45	53	37	37	37	41	43	43
30	37	42	46	54	38	38	38	42	42	49
31	38	43	47	55	39	39	39	43	43	55
32	39	44	48	56	40	40	40	44	44	61
33	40	45	49	57	41	41	41	45	45	61
34	42	46	50	58	42	42	42	46	46	61
35	43	47	51	59	43	43	43	47	47	61
36	44	48	52	60	44	44	44	48	48	61
37	45	49	53	61	45	45	45	49	49	61
38	46	50	54	62	46	46	46	50	50	61
39	47	51	55	63	47	47	47	51	51	61
40	48	52	56	64	48	48	48	52	52	61
41	49	53	57	65	49	49	49	54	54	61
42	50	54	58	66	50	50	50	56	56	61
43	51	55	59	67	51	51	51	58	58	61
44	52	56	60	68	52	52	52	68	68	61
45	53	57	61	70	53	53	53	79	79	61
46	54	58	62	72	54	54	54	82	82	
47	55	58	63	74	55	55	55	85	85	
48	56	59	64	76	56	56	56	85	85	
49	57	60	65	77	57	59	59	85	85	

50	58	61	66	78	58	62	85		
51	59	62	67	79	59	65	85		
52	60	64	68	80	60	75	85		
53	61	65	69	81	61	87	85		
54	62	66	70	82	62	90	85		
55	63	67	71	83	63	93	85		
56	64	68	72	84	64	93	85		
57	65	69	73	86	65	93	85		
58	66	70	74	88	66	93	85		
59	67	71	75	90	67	93	85		
60	68	72	76	92	68	93	85		
61	69	73	77	95	69	93	85		
62	70	74	78	98	70	93			
63	71	75	79	101	71	93			
64	72	76	80	104	72	93			
65	73	77	81	105	73	93			
66	74	78	82	106	74	93			
67	75	79	83	107	75	93			
68	76	80	84	116	78	93			
69	77	81	86	125	79	93			
70	78	82	88	125	80	93			
71	79	83	90	125	81	93			
72	80	84	92	125	82	93			
73	81	85	93	125	83	93			
74	82	86	94	125	84	93			
75	83	87	95	125	85	93			
76	84	88	96	125	86	93			
77	85	89	97	125	87	93			
78	86	90	98	125	88	93			
79	87	91	99	125	89	93			
80	88	92	100	125	90	93			
81	90	93	101	125	91	93			
82	92	94	102	125	92	93			
83	94	95	103	125	93	93			
84	96	96	104	125	94	93			

6	26	22	22	18
7	27	23	23	19
8	28	24	24	20
9	29	25	25	21
10	30	26	26	22
11	31	27	27	23
12	32	28	28	24
13	34	29	29	25
14	36	30	30	26
15	38	31	31	27
16	40	32	32	28
17	42	33	33	29
18	44	34	34	30
19	46	35	35	31
20	48	36	36	32
21	51	38	38	33
22	53	40	40	34
23	57	42	42	35
24	60	44	44	36
25	63	46	46	37
26	66	48	48	38
27	69	50	50	39
28	69	52	52	40
29	69	54	53	41
30	69	56	54	42
31	69	58	55	43
32	69	60	56	44
33	69	62	59	45
34	69	64	62	46
35	69	66	65	47
36	69	68	68	48
37	69	69	73	51
38	69	69	78	54
39	69	69	83	57
40	69	69	89	60

41	69	69	95	62
42	69	69	98	64
43	69	69	101	66
44	69	69	101	68
45	69	69	101	70
46	69	69	101	75
47	69	69	101	80
48	69	69	101	85
49	69	69	101	89
50	69	69	101	89
51	69	69	101	89
52	69	69	101	89
53	69	69	101	89
54	69	69	101	89
55	69	69	101	89
56	69	69	101	89
57	69	69	101	89
58	69	69	101	89
59	69	69	101	89
60	69	69	101	89
61	69	69	101	89
62	69	69	101	89
63	69	69	101	89
64	69	69	101	89
65	69	69	101	89
66	69	69	101	89
67	69	69	101	89
68	69	69	101	89
69	69	69	101	89
70	69	69	101	89
71	69	69	101	89
72	69	69	101	89
73	69	69	101	89
74	69	69	101	89
75	69	69	101	89

76		69	101	
77		69	101	
78		69	101	
79		69	101	
80		69	101	
81		69	101	
82		69	101	
83		69	101	
84		69	101	
85		69	101	
86		69	101	
87		69	101	
88		69	101	
89		69	101	
90		69		
91		69		
92		69		
93		69		
94		69		
95		69		
96		69		
97		69		
98		69		
99		69		
100		69		
101		69		

工 教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45

6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	58	85	77
34	60	86	77
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	

41	73	93	
42	74	94	
43	75	95	
44	76	96	
45	78	97	
46	80	98	
47	82	99	
48	84	100	
49	86	102	
50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	94	110	
54	96	112	
55	98	114	
56	100	116	
57	103	119	
58	106	125	
59	109	131	
60	112	137	
61	117	137	
62	122	137	
63	127	137	
64	132	137	
65	138	137	
66	144	137	
67	150	137	
68	153	137	
69	153	137	
70	153	137	
71	153	137	
72	153	137	
73	153	137	
74	153	137	
75	153	137	

76	153	137	
77	153	137	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		

111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		

オ 教育職給料表(降格時号給対応表)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60

5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	

40	48	88	
41	50	89	
42	52	90	
43	54	91	
44	56	92	
45	58	93	
46	60	94	
47	62	95	
48	64	96	
49	66	97	
50	68	98	
51	70	99	
52	72	100	
53	73	101	
54	74	102	
55	75	103	
56	76	104	
57	78	105	
58	80	106	
59	82	107	
60	84	108	
61	87	110	
62	90	112	
63	93	114	
64	96	116	
65	101	117	
66	106	118	
67	111	119	
68	116	120	
69	119	122	
70	122	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	140	

75	125	149	
76	125	149	
77	125	149	
78	125	149	
79	125	149	
80	125	149	
81	125	149	
82	125	149	
83	125	149	
84	125	149	
85	125	149	
86	125	149	
87	125	149	
88	125	149	
89	125	149	
90	125	149	
91	125	149	
92	125	149	
93	125	149	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		

110	125				
111	125				
112	125				
113	125				
114	125				
115	125				
116	125				
117	125				
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				

145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58

27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73

62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			

97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

キ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30

7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70

42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	

77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ク 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26

11	31	27	23	27	27	27	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36	36	36	36
21	41	37	33	37	37	37	37	37	37
22	42	38	34	38	38	38	38	38	38
23	43	39	35	39	39	39	39	39	39
24	44	40	36	40	40	40	40	40	40
25	45	41	37	41	41	41	41	41	41
26	46	42	38	42	42	42	42	42	42
27	47	43	39	43	43	43	43	43	43
28	48	44	40	44	44	44	44	44	44
29	49	45	41	45	45	45	45	45	45
30	50	46	42	46	46	46	46	46	46
31	51	47	43	47	47	47	47	47	47
32	52	48	44	48	48	48	48	48	48
33	53	49	45	49	49	49	49	49	49
34	54	50	46	50	50	50	50	50	50
35	55	51	47	51	51	51	51	51	51
36	56	52	48	52	52	52	52	52	52
37	57	53	49	53	53	53	53	53	53
38	58	54	50	54	54	54	54	54	54
39	59	55	51	55	55	55	55	55	55
40	60	56	52	56	56	56	56	56	56
41	61	57	53	57	57	57	57	57	57
42	62	58	54	58	58	58	58	58	58
43	63	59	55	59	59	59	59	59	59
44	64	60	56	60	60	60	60	60	60
45	65	61	57	61	61	61	61	61	61

46	80	62	58	80	92	65
47	82	63	59	84	93	65
48	84	64	60	90	93	65
49	85	65	61	96	93	65
50	85	66	62	102	93	65
51	85	67	63	105	93	65
52	85	68	64	105	93	65
53	85	70	65	105	93	65
54	85	72	66	105	93	
55	85	74	67	105	93	
56	85	76	68	105	93	
57	85	78	69	105	93	
58	85	80	70	105	93	
59	85	82	71	105	93	
60	85	84	72	105	93	
61	85	91	74	105	93	
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		

81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

ケ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49

34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	69	93	69
54	70	78	66	70	93	69
55	71	79	67	71	93	69
56	72	80	68	72	93	69
57	73	81	69	73	93	69
58	74	82	70	74	93	
59	75	83	71	75	93	
60	76	84	72	76	93	
61	77	85	73	77	93	
62	78	86	74	78	93	
63	79	87	75	79	93	
64	80	88	76	80	93	
65	82	89	77	82	93	
66	84	90	78	84	93	
67	86	91	79	86	93	
68	88	92	80	88	93	

69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	101	101	89	113	
78	102	102	90	113	
79	103	103	91	113	
80	104	104	92	113	
81	108	107	93	113	
82	112	110	94	113	
83	116	113	95	113	
84	120	116	96	113	
85	124	120	98	113	
86	128	124	100	113	
87	132	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		

104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					

139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 (平成二十九年四月一日に行われる昇給に関する経過措置)

2 平成二十九年四月一日に行われる条例第四条第五項の規定による昇給については、改正後の規則七 三九(初任給、昇給、昇格等の基準)以下「改正後の規則」といふ。)第三十三条中「日は、昇給日前一年間における人事評価の終了日(以下「評価終了日」といふ。）」とあるのは、「期間は、平成二十八年四月一日から任命権者毎に人事委員会が適当と認める日までの期間」とする。

3 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。この場合において、改正前の規則第三十六条第一項中「第三十四条に規定する」とあるのは「規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成二十八年三月三十日公布)附則第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた」と、同条第二項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成二十八年四月一日から任命権者毎に人事委員会が適当と認める日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「任命権者毎に人事委員会が適当と認める日までの期間の末日」と、同条第五項中「別表第七の二」とあるのは「別表第七の三」とする。

(人事委員会規則七 二〇三(平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料)の一部改正)

4 人事委員会規則七 二〇三(平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表第六」を「別表第二」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 施行日以降に降号(職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。(次条第一項第二号において同じ。))をした職員

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)又は降号をした場合 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降号を二回以上した場合には、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(人事委員会規則七 二〇三(平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料)の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の前日に前項の規定による改正前の人事委員会規則七 二〇三第三條第一項第二号に掲げる場合に該当することとなった職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年青森県条例第十号)附則第五項の規定による給料の支給については、なお従前の例による。

(人事委員会規則一三 九等の一部改正)

6 次に掲げる規則の規定中「及びその日」を「同日」に、「」又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

一 人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)

二 人事委員会規則一三 一三(配偶者同行休業)

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺尾進

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。
別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一 へき地学校(第一条関係)

小学校

学 校 名	所 在 地	区 級 別
常盤野小学校	弘前市大字常盤野字湯の沢四五の四	一級
田代小学校	八戸市南郷大字島守字赤羽六の二五	
市浦小学校	五所川原市相内岩井八五	
松陽小学校	十和田市大字八斗沢字砂土路一四の六一	
おおぞら小学校	三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三	
奥内小学校	むつ市大字奥内字中野四〇	
川内小学校	むつ市川内町休所五の一	
二枚橋小学校	むつ市大畑町釣屋浜二二の七二	
牛潟小学校	つがる市牛潟町大田光六六の三〇	
車力小学校	つがる市車力町屏風山一の二七〇	
富范小学校	つがる市富范町泉川二	
平館小学校	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二五一	
三厩小学校	東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘一	
修道小学校	西津軽郡深浦町大字関字柝沢八五の一	
深浦小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六	
小泊小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	
甲地小学校	上北郡東北町字往来ノ下五〇	
水喰小学校	上北郡東北町字切左坂道ノ上三八	
尾駮小学校	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一	

牛 滝 中 学 校	一〇二 下北郡佐井村大字長後字牛滝川目 九九
-----------	------------------------------

共同調理場

施設名	所在地	区級別
南通地区学校給食共同調理場	むつ市大字奥内字江豚沢一の二	一級
西通学校給食センター	むつ市川内町休所五の一	
車力学校給食センター	つがる市豊富町屏風山一の一三七七	
六ヶ所村学校給食センター	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三二二の二	
十和田湖畔学校給食センター	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇	三級

別表第二 準へき地学校（第二系関係）
小学校

学校名	所在地
裾野小学校	弘前市大字十面沢字轡二九三
今別小学校	東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五
大間小学校	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二
上郷小学校	三戸郡田子町大字山口字道前二一の二

中学校

学校名	所在地
裾野中学校	弘前市大字十面沢字湯ヶ森四〇
今別中学校	東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二
大間中学校	下北郡大間町大字大間字大間平三一の一

共同調理場	—
-------	---

施設名	所在地
学校給食センター	東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五

別表第三 特地学校（第二系関係）

小学校

学校名	所在地
四和小学校	十和田市大字米田字高谷一四〇

中学校

学校名	所在地
四和中学校	十和田市大字米田字高谷一四〇
新郷中学校	三戸郡新郷村大字戸来字大久保一

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地学校等として指定されていた学校又は共同調理場で施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる学校又は共同調理場（へき地学校等として指定されないこととなるものを含む。）は、改正後の人事委員会規則七 五一（へき地手当）（以下「改正後の規則」という。）（第二条の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当の支給については、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該学校又は共同調理場が級別区分の異

なるへき地学校等に該当することとなった場合又はへき地学校等に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、施行日の前日の級別区分によるへき地学校等とみなす。この場合において、へき地手当の月額算定は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、行うものとする。

一 施行日の前日における給料月額

二 前号に掲げる給料月額が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年三月青森県条例第十号)の施行日の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、その差額に相当する額

三 前二号に掲げる額の合計額を基礎とする教職調整額に相当する額

四 施行日の前日における扶養手当の額

(人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部改正)

3 人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部を次のように改正する。

第二条中「(以下「復職等の日」という。及び復職等の日)を「同日」に、

「又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

別表中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号。以下「休職条例」という。)」を「職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号。以下「分限条例」という。)」に、「休職条例」を「分限条例」に改める。

(人事委員会規則一三 一二(職員の自己啓発等休業)の一部改正)

第二条 人事委員会規則一三 一二(職員の自己啓発等休業)の一部を次のように改正する。

第三条中「及びその日」を「同日」に、「又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

第四条第二項第一号中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)」を「職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「職員の職」の下に「又は行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とする」と人事委員会が認めるものを加える。

第六条第一項中「三十五年」を「第二条第一項又は第二項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する職を占める職員にあつては十五年」に改める。

別表中
円
30,000
29,000
28,000
27,000
26,000
25,000
24,000
23,000
22,000
21,000
18,000
15,000
12,000
9,000
6,000

円
45,000
45,000
45,000
45,000
45,000
45,000
45,000
45,000
45,000
37,500
30,000
22,500
15,000
7,500

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺尾進

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「防災消防課」を「防災危機管理課」に改める。

(人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正)

第二条 人事委員会規則一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の八第一項第二号力中「防災消防課」を「防災危機管理課」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺尾進

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中

「危機管理監」	「危機管理局長」
医師確保対策監	観光国際戦略局長
観光国際戦略局長	エネルギー総合対
エネルギー総合対策局長	医師確保対策監

策局長

に、「本庁部次長」を

「本庁部次長
危機管理局次長」

に、「本庁室長(職務の級行政職
生活再建・産業復興局長

「参事」

給料表八級のものに限る。)を「参事」に、「本庁室長(区分五類のものを除

く。)を「本庁室長」に、「西北地域県民局地域整備部鰯ヶ沢道路河川事

業所長

を「西北地域県民局地域整備部鰯ヶ沢道路河川事業所長」に、「青森空港管

理事務所長」を「青森空港管理事務所長」に、「原子力センター所長」を「むつ高

消防学校長

「むつ高等技術専門学校」

を「原子力

等技術専門学校」に、「環境保健センター次長」を「環境保健センター次長」に、

センター所長

「原子力センター次長」

「青森空港管理事務所次長」を「原子力センター次長」に改め、同表教育委員会

の事務部局の項中

「総括副参事
学校教育課学校教育企画監」

を「総括副参事」に、

「副参事
学校教育課
生涯学習課
文化財保護

特別支援教育推進室長

学校地域連携推進監

課三内丸山遺跡保存活用推進室長

を
スポーツ健康課国体準備室長

文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長

副参事

生涯学習課学校地域連携推進監

「本庁室長代理

学校教育課特別支援教育推進室長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号。以下「休職条例」という。）を「職員の分限に関する条例（昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号）」に改める。

第七条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

第十二条第二項第二号中「育児休業をしている職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第十四条第一項中「、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき」を削り、同項第一号中「勤務成績」を「直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいう。以下同じ。）の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」に、「六月に支給する場合には百分の九十以上百分の百四十五」を「百分の九十三以上百分の百五十五」に、「百分の百十六以上百分の百八十五

下）、十二月に支給する場合には百分の九十六以上百分の百五十五以下（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二以上百分の百九十五）を「百分の百十九以上百分の百九十」に改め、同項第二号中「勤務成績」を「直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」に、「六月に支給する場合には百分の七十九・五以上百分の九十」を「百分の八十二・五以上百分の九十三」に、「百分の百一・五以上百分の百十六未満）、十二月に支給する場合には百分の八十五・五以上百分の九十六未満（特定幹部職員にあつては、百分の百八・五以上百分の百二十二）を「百分の百五・五以上百分の百十九」に改め、同項第三号中「勤務成績が良好な職員」を「直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委員会の定める職員を除く。）」に、「六月に支給する場合には百分の六十九・五」を「百分の七十二」に、「百分の八十九・五）、十二月に支給する場合には百分の七十四・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十四・五）を「百分の九十二」に改め、同項第四号中「勤務成績が良好でない」を「直近の人事評価の結果が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事委員会の定める」に、「六月に支給する場合には百分の六十九・五」を「百分の七十二」に、「百分の八十九・五未満）、十二月に支給する場合には百分の七十四・五未満（特定幹部職員にあつては、百分の九十四・五）を「百分の九十二」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち当該結果が同じ段階である職員について同項第一号から第三号までのいずれに該当するかを定めるとき、当該職員の成績率を定めるとき及び直近の人事評価の結果が下位の段階である職員のうち当該結果が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の直近の人事評価の結果が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

第十四条の二第一項中「、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき」を削り、同項第一号中「勤務成績」を「直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」に改め、同項第二号中「勤務成績が良好な職員」を「直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委員会の定める職員を除く。）」に改

め、同項第三号中「勤務成績が良好でない」を「直近の人事評価の結果が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事委員会の定める」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号から第三号まで」とあるのは「同項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(平成二十八年六月に支給する勤勉手当に関する経過措置)

2 平成二十八年六月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

(平成二十八年十二月に支給する勤勉手当に関する経過措置)

3 平成二十八年十二月に支給する勤勉手当の成績率については、同年六月に支給した勤勉手当に係る職員の勤務成績を特に優秀若しくは優秀であると判定し、又は良好でないと判定するに当たり考慮された事実(同年四月一日から同年六月一日までの間におけるものに限る。)が基準日以前における直近の人事評価の結果に影響を及ぼしたことが明らかなきときは、当該事実を考慮せずに定めるものとする。

(平成二十八年十二月から平成二十九年六月までの間に支給する勤勉手当に関する経過措置)

4 平成二十八年十二月から平成二十九年六月までの間において、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年三月青森県条例第十六号)附則第五項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第十九条の四第一項の規定により、人事評価以外のその他の能力の実証に応じて勤勉手当を支給する職員に対するこの規則による改正後の人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)第十四条第一項及び第十四条の二第一項の規定の適用については、同規則第十四条第一項第一号中「人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいう。以下同じ。)(の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」とあるのは「勤務成績(職員の職務について監督する地位にある者による証明に基づくものに限る。以下同じ。)(」と、同項第二号中「人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」とあるのは「勤務成績」と、同項第三号中「人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である」とあるのは「勤務成績が良好な」と、

「基準日以前における直近の人事評価の結果」とあるのは「直近の勤務成績」と、同項第四号中「人事評価の結果が下位の段階である職員」とあるのは「勤務成績が良好でない職員(人事委員会の定める者に限る。)(」と、同規則第十四条の二第一項第一号中「人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績」とあるのは「勤務成績」と、同項第二号中「人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である」とあるのは「勤務成績が良好な」と、「基準日以前における直近の人事評価の結果」とあるのは「直近の勤務成績」と、同項第三号中「人事評価の結果が下位の段階である職員」とあるのは「勤務成績が良好でない職員(人事委員会の定める者に限る。)(」とする。この場合において、同規則第十四条第二項(同規則第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定は、適用しない。

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)」を「職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「千六百元」を「三千六百元」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部を改正する規則（平成二十七年三月二十五日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則別表のとおり」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二
- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

附則第三項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

附則別表を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 特地公署（第二条関係）

公 署	所 在 地	区 級 分 別
原子力センター	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一	一級地
上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二	
外ヶ浜警察署三厩警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町五	一級地
外ヶ浜警察署今別警察官駐在所	東津軽郡今別町大字今別字中沢一七の六	
むつ警察署脇野沢警察官駐在所	むつ市脇野沢本村二二三	
野辺地警察署千歳平警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二	
鯉ヶ沢警察署深浦交番	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八三の一	
鯉ヶ沢警察署轟木警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎一六五の一	
鯉ヶ沢警察署岩崎警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の一七	
五所川原警察署小泊警察官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一一八七	
大間警察署佐井警察官駐在所	下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二	二級地
十和田警察署十和田湖警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	三級地
青森北高等学校今別	東津軽郡今別町大字今別字西	一級地

別表第二 準特地公署（第一条関係）

公 署	所 在 地
校舎	田二五八
六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三〇五
木造高等学校深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一五七
金木高等学校市浦分校	五所川原市磯松赤川三の四二
青森警察署東田沢警察官駐在所	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢二の二
外ヶ浜警察署平館警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢一の六
大間警察署	下北郡大間町大字大間平二〇の九一
大間警察署風間浦警察官駐在所	下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八三の一
むつ警察署川内警察官駐在所	むつ市川内町川内八二の三
むつ警察署近川警察官駐在所	むつ市大字中野沢字大近川一八の二二
むつ警察署白糠警察官駐在所	下北郡東通村大字白糠字前田四四の一九二
むつ警察署岩屋警察官駐在所	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二
野辺地警察署尾駁交番	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附三四九の二
野辺地警察署横浜警察官駐在所	上北郡横浜町字屋敷形六三の一一
野辺地警察署平沼警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一
鯨ヶ沢警察署北金ヶ沢警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢八四の一六
鯨ヶ沢警察署大間越警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜一一の一八
つがる警察署車力警察官駐在所	つがる市豊富町屏風山一の八一八

五所川原警察署相内警察官駐在所	五所川原市相内岩井八一の一〇六
五所川原警察署内湯警察官駐在所	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二一の六二
大間高等学校	下北郡大間町大字大間平二〇の四三
大湊高等学校川内校舎	むつ市川内町家ノ上四八
むつ養護学校	むつ市大字奥内字栖立場一の二一〇

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地公署として指定されていた公署で施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる公署（特地公署として指定されないこととなるものを含む。）は、改正後の人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定にかかわらず、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当の支給については、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合）にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日の級別区分による特地公署とみなす。この場合において、特地勤務手当の月額算定は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、行うものとする。

一 施行日の前日における給料月額

二 前号に掲げる給料月額が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月青森県条例第十号）の施行の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、その差額に相当する額

三 前二号に掲げる額の合計額を基礎とする教職調整額に相当する額

四 施行日の前日における扶養手当の月額

3 施行日の前日において特地公署又は準特地公署として指定されていた公署で施行日において特地公署及び準特地公署として指定されないこととなるもの（公署の移

転により特地公署又は準特地公署として指定されないこととなるものを除く。）は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、平成三十一年三月三十一日までの間、特地公署又は準特地公署とみなす。この場合において、特地勤務手当に準ずる手当の月額算定は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる額の合計額を基礎として、行うものとする。

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を次のように改正する。

第四条中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例附則第五項の規定による改正前の職員の退職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条第一号」を「平成十四年三月三十一日以前において、職員の分限の手続及び効果についての条例の一部を改正する条例（平成二十八年三月青森県条例第十三号）附則第二項の規定による廃止前の職員の退職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）」の規定により、県の設立に係る公共的機関及びこれに準ずる公共的機関で県が援助又は配慮を要するものうち人事委員会が指定する機関の臨時的需要に基づき、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二 六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則二二 六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二二 六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「危機管理監、」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭